

令和6年4月1日

東京学芸大学附属高等学校におけるいじめ防止等基本方針

1 いじめ防止対策の目的といじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法 第一章 総則（以下に抜粋を示す）に示すものである。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 宣言

本校教育方針である、

- 1 清純な気品の高い人間
- 2 大樹のように大きく伸びる自主的な人間
- 3 世界性の豊かな人間

を実現するために、いじめに関して以下の宣言をする。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。生徒の尊厳を保持するため、いじめの発生の無い学校を作り、いかなるいじめも絶対に許さない。

3 基本方針

- (1) いじめは全ての生徒・教職員・保護者に関係する問題である。その全ての人が安心して過ごせる環境を整えるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての生徒・教職員・保護者が他の生徒に対して行われるいじめを認識した場合、これを放置することがないようにする。
- (3) 教職員は、いじめが生徒の心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する生徒の理解を、保護者や関係機関と連携し、深めていく。
- (4) 教職員と保護者は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を早期に解決する。

4 組織

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

構成員は、任期を1年間とし、次の通りとする。

校長、副校長、主幹教諭、教務部長、生徒指導部長、各学年主任、支援委員長、養護教諭、等。

必要に応じて、スクールカウンセラー、校医（精神科医等）、弁護士等の参画を依頼することができる。

(2) 定例会

毎週1回の定例会を実施する。

(3) 機能と権限

本委員会は、先の基本方針を実現すべく、本校のあらゆる教育活動や生徒・教職員の行動がこの基本方針に沿ったものであることを確認・評価する。このために、必要な情報を日常的に集め、迅速な対応をはかる。

いじめやその兆候をとらえたときには、直ちに本委員会を招集し、必要な措置を具体的に講ずるべく、関係各部、委員会等にその解決を指示する。

以上、本委員会の活動およびこれに関わる各部・委員会の対応について、速やかに職員会議にて報告しなければならない。

5 未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策および行動計画

全教職員が、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことを意識して教育に当たる。前項に定めた「いじめ防止対策委員会」は、以下に定める本校におけるいじめ防止対策に関わる具体的な方策及び行動計画を中心となって推進する。

【具体的な方策】

- (1)いじめ防止対策委員会定例会の開催
- (2)年間計画の策定と確認（年度始め）、および反省・評価（年度末）
- (3)担任と生徒や保護者との面談及び委員会への報告
- (4)未然にいじめを防止するために LHR で話し合う。
- (5)生徒及び教職員に対する定期的及び必要に応じたアンケート調査（年2回以上実施）と分析
- (6)日々の学校生活における生徒の状況の把握と共有（匿名通報システムの運用）
- (7)年4回のネットパトロールの実施，SNSによる不適切な情報発信の指導。
- (8)支援委員会での情報収集と分析
- (9)スクールカウンセラーとの相談会での情報収集
- (10)講演会の実施（支援委員会、総務部等と連携の上で）
- (11)研修会の実施（支援委員会、総務部等と連携の上で）
- (12)いじめが生じたと判断できる時には、関連部署に早急に報告し、早期対応にあたる。
- (13)年間の具体的な行動目標は、以下の年間計画表に従って進める。
- (14)その他

【行動計画】

	生徒	教職員	保護者
4月	STANDBY 導入説明 面談	いじめ防止対策委員会と職員会議における共通理解(4月～3月) 「いじめ防止基本方針」の検討(4月) 年4回のネットパトロールに基づく、SNSによる不適切な情報発信に対する指導	
5月	面談		保護者会(全学年)
6月	いじめに関するアンケートの実施	<情報共有> ・学年会 ・相談室連絡会(週1回) ・精神科医相談会(月1回程度) ・支援委員会(週1回) ・いじめ防止対策委員会(週1回) ・職員会議	保護者会(1年) 「こころの扉」配布 支援委員会講演会 「SNSとの付き合い方」 面談
7月	面談		面談
8月		・生徒面談 ・支援委員会研修 ・いじめ防止対策研修	保護者会(3年)
9月	「こころの扉」配布		保護者会(2年)
10月	支援委員会講演会 こころの時間(1年生)		
11月	SNS 対応講演会 (1年生) いじめに関するアンケートの実施		

12月	面談		
1月			
2月	いじめに関するアンケートの実施		
3月	面談		保護者会(1・2年)
<p>※ 年間計画は、行動の日安を示すものであり、具体の実施月日・内容については現実的で柔軟な対応をする。</p> <p>※ 年間計画以外にも、適宜面談や会議等を実施する。</p> <p>※ 生徒と学級担任との面談は、学期に1回程度は実施する。</p>			

6 重大事態への対処

学校の組織的対応にもかかわらず、重大事態に至ってしまう事例が起こり得る。万が一、重大事態が発生した場合には、教職員が一丸となって、事実を明らかにしようとする意識を共有するとともに、問題解決のために全力を尽くして対処に当たることが必要である。重大事態の発生が確認された時点で、「いじめ防止対策推進法」の規定により、当該事態の対処に係る責任は学校のみならず、文部科学省の長にまで及ぶことを十分に理解することが必要である。特に、学校の管理職は、迅速かつ正確に事態発生の際緯を運営部長を通じて、学長から文部科学大臣に報告しなければならない。

以下に定める具体的な方策により、重大事態に対処する。

【具体的な方策】

- (1) 重大事態発生の判断
- (2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援
- (3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援
- (4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
- (5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

7 基本方針の見直しや評価・検証

1年間の取り組みの評価について、教員を対象にアンケートを行い、次年度の取り組みに生かすものとする。